

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年7月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600031号
厚生局事案番号 : 東北(国)第1600015号

第1 結論

昭和59年11月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年11月から昭和60年3月まで

私は、請求期間当時、私の夫及び義父母と同居しており、義父が、家族の国民年金保険料を滞りなく納付していたが、私の請求期間の保険料だけが未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は5か月と短期間である上、請求期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みとされている。

また、請求者は、請求期間当時、その夫及び義父母と同居し、その義父が家族の国民年金保険料を納付していたとしているところ、請求者を除く家族に係るオンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、国民年金に加入していた期間の保険料は全て納付済みとされている上、保険料の納付年月日が確認できる全ての期間において納期限内に納付されていることから、保険料を納付していたとする義父の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、請求者に係る昭和59年5月31日(平成20年10月6日付けで昭和59年6月1日に変更)の国民年金被保険者資格取得の入力処理が、昭和61年2月17日に行われていることが確認できることから、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点において、請求期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、請求期間前後の保険料が納付されていることを踏まえると、納付意識の高い請求者の義父が、納付可能であった請求期間に係る請求者の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600158号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600016号

第1 結論

昭和52年10月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年10月から昭和53年3月まで

私は、昭和52年4月に、同年4月から昭和53年3月までの1年分の国民年金保険料を前納したが、国の記録では、請求期間の保険料が未納となっている。請求期間に係る保険料の領収書があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する年金手帳に貼付されている領収書について、請求者は、当該領収書は請求期間に係る国民年金保険料の領収書であると主張しているところ、当該領収書は、請求者の氏名は確認できないものの、「A市指定金融機関 52.4.30 B銀行C支店」の領収印が押されている上、「納期52年4月30日 前納52年4月～53年3月 定額25,760円」の記載があり、当該金額は昭和52年度に係る保険料の前納額と一致していることから、請求者の請求期間を含む保険料の領収書と推認される。

また、前述の年金手帳によると、「被保険者でなくなった日」の欄には、「昭和52年10月1日」と記載されているが、請求者は請求期間当時国民年金の強制加入被保険者であり、当該期間に係る被用者年金の加入記録及び日本国内に住所を有しなくなった事実を確認できないことから、被保険者資格を喪失すべき理由は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間の国民年金保険料が還付された記録は無い上、保険料の還付又は充当があった場合には、本来は特殊台帳(マイクロフィルム化された国民年金被保険者台帳)として整理保存することになっているが、

請求者の特殊台帳は見当たらないことから、請求期間に係る保険料が還付されたか否かについて確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600028号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600041号

第1 結論

請求者のA社における平成25年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年8月の標準報酬月額については、18万円を24万円とする。

平成25年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年8月1日から同年10月1日まで

私は、年金事務所からの連絡により、A社が最近になって請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出し、請求期間の標準報酬月額は26万円と変更されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっていることを知った。同社には、請求期間当時の資料が残されており、当該資料により厚生年金保険料の控除が確認できるはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初平成25年8月は18万円、同年9月は24万円と記録されていたところ、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成27年11月11日に、平

成 25 年 8 月以降の期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が事業主から年金事務所に提出され、これに基づき、請求期間に係る標準報酬月額は 26 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（平成 25 年 8 月は 18 万円、同年 9 月は 24 万円）となっている。

また、A 社が保管する請求者に係る「2013 年分賃金台帳」によれば、請求者は、請求期間のうち平成 25 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間において、オンライン記録で確認できる当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）を超える標準報酬月額（34 万円）に見合う報酬月額（33 万 5,928 円）の支払いを受け、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）を超える標準報酬月額（24 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間のうち平成 25 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、前述の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 27 年 11 月 11 日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間のうち平成 25 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成 25 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額（31 万 9,060 円）に見合う標準報酬月額（32 万円）は、オンライン記録で確認できる当初記録されていた標準報酬月額（24 万円）より高額であるものの、当該賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額（2 万 119 円）に見合う標準報酬月額（24 万円）は、当初記録されていた標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600154号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600042号

第1 結論

請求者のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和38年4月1日から同年3月16日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和35年4月にA社に入社し、C業務に従事していた。昭和38年3月16日に社内の組織改編があり、私の所属する部署の名称が変更されたが、その後も同社に継続して勤務していたにもかかわらず請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

A社B営業所における厚生年金保険の被保険者取得年月日を昭和38年3月16日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された在職証明書並びに同社及び複数の同僚の回答から、請求者は請求期間において同社B営業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社B営業所は昭和38年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、請求期間においては適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、A社から提出された「B営業所昭和38年3月16日在籍者一覧」によると、請求者を含め153人の在籍者が確認できる上、同社B営業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年4月1日の時点においては、250人を超える被保険者が在籍していたことが確認できることから、同社B営業所は、請求期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和38年4月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明であると回答しているが、A社B営業所は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から社会保険事務所に対して厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600030号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600043号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月

A社から平成17年2月に賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の商業登記簿謄本によると、同社は平成21年に解散し、平成23年に清算終了しているところ、同社の元代表清算人から提出された請求者に係る平成17年2月給与のデータによると、同社における賞与の呼称である「半期インセンティブ」の欄には「0」と記載されている上、同清算人も同社から請求者に対して請求期間に係る賞与が支払われた記録は無く、当該賞与に係る厚生年金保険料も控除されていないと回答している。

また、請求期間当時、A社が加入していたB健康保険組合から提出された請求者の賞与に係る「適用台帳」によると、同社から請求者に対して賞与が支払われた記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600150号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月

A社から平成17年2月に賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の商業登記簿謄本によると、同社は平成21年に解散し、平成23年に清算終了しているところ、同社の元代表清算人から提出された請求者に係る平成17年2月給与のデータによると、同社における賞与の呼称である「半期インセンティブ」の欄には「0」と記載されている上、同清算人も同社から請求者に対して請求期間に係る賞与が支払われた記録は無く、当該賞与に係る厚生年金保険料も控除されていないと回答している。

また、請求期間当時、A社が加入していたB健康保険組合から提出された請求者の賞与に係る「適用台帳」によると、同社から請求者に対して賞与が支払われた記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600153号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600045号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和31年4月1日から同年11月1日まで
② 昭和32年4月1日から同年6月1日まで
③ 昭和32年8月1日から同年11月1日まで

私は、昭和31年及び32年に毎年4月頃から10月頃までの期間、A社において季節労働者として勤務したが、国の記録では、請求期間①、②及び③について厚生年金保険の加入記録が無い。

請求期間①について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間②及び③について、各請求期間の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者の具体的な記憶及び請求者と同郷でA社に出稼ぎに行ったとする者の証言から、勤務期間は特定できないものの、請求者は同社において季節労働者として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、請求期間①、②及び③に係る資料は無いとしており、請求者の各請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録において、請求者と同様に昭和32年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し同年8月1日に被保険者資格を喪失している117人のうち、所在が特定でき請求者と同郷出身と思われる年齢の近い者11人に対して照会を行ったところ、3人から回答が得られたが、請求者の給与から請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、前述の回答のあった3人のうち2人は、請求者と同様に請求期間①、②及び③について、季節労働者としてA社に勤務していたとしているが、当該同僚も同社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

請求期間①について、被保険者名簿によると、請求期間①を含む昭和30年2月から昭和32年1月までの期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間②について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、請求者に対して厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されたのは昭和32年7月6日であり、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、同年6月1日であることが確認できる上、被保険者名簿及び請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても請求者の同社における被保険者資格取得年月日は、同年6月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、被保険者名簿によると、請求期間②にA社において厚生年金保険の被保険者資格を新規に取得している者は確認できない。

請求期間③について、被保険者名簿及び上記被保険者台帳によると、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は昭和32年8月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

請求期間②及び③について、被保険者名簿によると、請求者と同様に昭和32年6月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、請求者を除き181人確認できるが、そのうち10人は同年8月1日より前に、160人は請求者と同様に同年8月にそれぞれ被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらのことから、請求期間①、②及び③当時、A社では、季節労働者を必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させた場合であっても、被保険者期間は実際に勤務した期間と同一ではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、各請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。